

川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書

熊本県（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、熊本県民の安全及び安心を確保するために、川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る防災情報等の連絡に関し次のとおり覚書を交換する。

（情報連絡の内容及び時期）

第 1 条 乙は、次に掲げる非常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第 1 項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

(2) 原災法第 15 条第 1 項各号に掲げる場合

2 乙は、次に掲げる異常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後速やかに連絡する。なお、この場合において、報道機関に情報提供するときは、その内容も速やかに連絡するものとする。

(1) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき若しくはそのおそれがあるとき。

(2) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。

(3) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

(4) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。

(5) 発電所内で放射線業務従事者又は放射線業務従事者以外の者であって管理区域に業務上立ち入る者の被ばくが、法令で定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

(6) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。

(7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。

(8) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限等の措置を講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき若しくはそのおそれがあるとき。

- (9) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。
- (10) 発電所敷地外において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他国に報告を要する事態が発生したとき。
- 3 乙は、平常時において、発電所の安全に関し、原子炉施設の増設、変更や発電所の運転状況等を報道機関に情報提供するときは、甲に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(連絡の方法)

第2条 前条に定める乙の非常時の連絡については発電所から、異常時及び平常時の連絡については熊本支社を通じ、電話、FAX等をもって行う。

(その他)

第3条 この覚書について疑義を生じたとき、この覚書に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年7月6日

甲 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県  
代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役社長 瓜生道明